

子ども・子育て支援新制度

資料 1

子ども・子育て支援法成立 子ども・子育て支援事業計画策定

平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法が成立しました。子ども・子育て支援法を含む子ども・子育て関連 3 法に基づき新制度は実施されます。法の規定に基づき「子ども・子育て支援事業計画」策定が義務付けられています。計画には幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、※「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を中心に記載。平成 27 年 4 月からこの計画に基づき新制度がスタートします。

※平成 25 年 11・12 月「ニーズ調査」実施 就学前・小学生保護者
調査件数 4,089 世帯 回収件数 2,639 世帯 回収率 64.5%

子ども・子育て支援新制度の全体像

子どものための教育・保育給付		地域子ども・子育て支援事業	
■施設型給付 <ul style="list-style-type: none">・認定こども園・幼稚園・保育所 (共通の給付)	■地域型保育給付 <ul style="list-style-type: none">・小規模保育 (利用定員 6 人以上 19 人以下)・家庭的保育 (利用定員 5 人以下)・居宅訪問型保育・事業所内保育	<ul style="list-style-type: none">・利用者支援・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・子育て援助活動支援事業	<ul style="list-style-type: none">・子育て短期支援事業・時間外保育事業・病児保育事業・放課後児童健全育成事業・妊婦健康診査事業
子ども・子育て支援法（第 65・67・68 条） 負担金（義務的経費）： 国 1/2 県 1/4 市 1/4		子ども・子育て支援法（第 65・67・68 条） 補助金： 国・県（予算の範囲内）市（補助金以外） 1/3 1/3 1/3	

子どものための教育・保育給付

(子どものための教育・保育給付)

第十一条 子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、地域型保育給付費の支給とする。

施設型給付	(県) 認可	特定教育・保育施設	※市の「確認」	認可幼稚園 (定員) 定めなし	学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を満たす施設
	(県) 認可			認定こども園 (定員) 20人以上	認定こども園法第3条第1項の規定により都道府県の条例で定める要件、同条第3項の規定により都道府県の条例で定める要件、又は同法第13条第1項の規定により都道府県等の条例で定める設備及び運営についての基準を満たす施設
	(県) 認可			認可保育園 (定員) 20人以上	児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準を満たしている施設

地域型保育給付	※市の「認可」	特定地域型保育事業者	※市の「確認」	小規模保育 (定員) 6人~19人	児童福祉法第34条の16第1項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準を満たす事業
				家庭的保育 (定員) 5人以下	
				事業所内保育 (定員) 定めなし	
				居宅訪問型保育 (定員) 1:1	

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

※市が「認可」と「確認」をするために、国が示す基準（政省令）を基に、それぞれ市の基準を条例により定める。

地域子ども・子育て支援事業

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

事業種別	市実施事業名	担当課
・利用者支援	<新制度新規事業>	
・地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	保育課
・一時預かり事業	一時預かり事業	保育課
・乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	健康増進センター
・養育支援訪問事業	養育支援訪問事業（平成27年度から）	障がい福祉課
・子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業	保育課
・子育て短期支援事業	<未実施>	
・時間外保育事業	延長保育事業	保育課
・病児保育事業	病後児保育事業	保育課
・放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ	保育課
・妊婦健康診査事業	妊婦健康診査事業	健康増進センター

給付制度における確認制度

(1) 市町村による施設・事業の「確認」 (子ども・子育て支援法第27条第1項、第29条第1項、第31条、第43条)

市町村は、給付制度に入る施設（認定こども園・幼稚園・保育所）及び事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）について、施設・事業所の申請に基づき、1号・2号・3号認定子どもの利用定員を定め、給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払う。

【「認可」と「確認」】

認可基準については、人員配置基準や面積基準など当該施設・事業に必要となる設備及び運営の基準を内容とする。一方、確認を受けた施設の運営に関する基準については、施設型給付を受ける対象としての適格性を確保する観点から会計処理が適正か、情報公表等が適切になされているか等の内容になる。

施設や事業者が新制度における公費の給付対象である「特定教育・保育施設」として位置づけられるためには、学校教育法・児童福祉法等を根拠とする施設・事業の「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」(子ども・子育て支援法第31条、43条)の両方を受けることが必要。

「認可」及び「確認」に関する基準や手続きについては、国が政令や省令として示す(25年度中を予定)基準に基づき、富士見市が条例や規則等として定める。

(2) 「確認」を受ける施設・事業の要件 (子ども・子育て支援法第34条、第46条)

- ① 学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可」を受けている施設・事業所であること
- ② 市町村の条例で定める運営に関する基準(運営基準)を満たすこと※既存の認可幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業者は、確認されたものとみなされる。

(3) 「確認」制度における業務管理体制と情報公表について

(2)に加えて、施設・事業所に対しては、子ども・子育て支援法において、

- ① 業務管理体制の整備(子ども・子育て支援法第55条)
- ② 教育・保育に関する情報の報告及び公表(子ども・子育て支援法第58条)が求められている。